

● 本庄市就学援助制度のご案内 ●

本庄市では、経済的な理由によりお子さんの就学が困難なご家庭に対して、小・中学校で必要な費用の一部を援助する就学援助制度を設けています。

1. 援助を受けられる方

本庄市に住民登録し、本庄市立の小・中学校に在籍している児童生徒の保護者で、次のいずれかに該当し、教育委員会が援助を必要と認める方。

- (1) 生活保護を受けている家庭。
- (2) 生活保護は受けていないが、これに準ずる程度に困窮している家庭。
 - ①生活保護が停止又は廃止となった。 ②児童扶養手当を受給している。
 - ③その他、経済的に困難である。

2. 援助の対象となる費用及び金額（年額）

費用※1	小学生	中学生	備考
学用品費・通学用品費	1年生 13,230円 2～6年生 15,500円	1年生 25,040円 2,3年生 27,310円	各教科・特別活動の学習に必要な費用や通学用品に必要な費用の一部。
新入学児童生徒学用品費	1年生 57,060円	1年生 63,000円	入学に際して必要な費用の一部。
校外活動費（宿泊を伴うもの）	5年生 3,690円 （限度額）	2年生 6,210円 （限度額）	林間学校等で必要な費用の一部。
修学旅行費	6年生 実費	3年生 実費	修学旅行で必要な費用の全部。 （ただし、国庫補助対象外経費を除く。）
学校給食費	全学年 現物給付	全学年 現物給付	給食費の徴収停止。
医療費	学校で行う健康診断等で学校病※2が発見され、学校から治療の指示があつて医療券が交付された場合は、医療機関で治療を受けられます。（現物給付）		

※1 生活保護を受けている方は、原則、修学旅行費と医療費を支給。

※2 トラコーマ、結膜炎、白癬、疥癬、膿痂疹、中耳炎、慢性副鼻腔炎、アデノイド、虫歯、寄生虫病。

（注1）学校への学級費等の支払いや修学旅行費等の積み立てが免除されるわけではありません。

（注2）学校徴収金を滞納している場合は、支給される就学援助費を学校徴収金の滞納分に充当します。

3. 申請方法

《受付期間》 随時（生活保護を受けている方は申請不要）

《提出先》 学校教育課（市役所4階）、支所総務課（アスパアこだま2階）、各学校

《提出書類》



必須	「就学援助申請書」（学校教育課、支所総務課、各学校にあります。） ※申請書の記入には保護者名義の口座情報がわかるもの（通帳等）が必要です。
令和7年1月2日以降に転入した場合	「所得課税証明書」（控除金額の記載があるもの） ※世帯員（同居者を含む）のうち、令和7年1月2日以降に本庄市に転入した成年者及び働いている未成年者の証明書が必要です。
借家の場合	「借家の契約書（家賃・契約者が分かる部分）のコピー」

（注1）就学援助の認定審査にあたっては、世帯全員（同居者を含む）の合計所得が重要な算定資料となりますので、税（所得税または住民税）の申告については所得の有無に関係なく毎年定められた期間内に必ず済ませてください。（給与所得のみの方は除く。）

（注2）就学援助は6月末までの認定となります。7月以降も援助が必要な場合は改めて申請が必要です。

《問い合わせ先》〒367-8501 本庄市本庄3-5-3

本庄市教育委員会学校教育課 0495-25-1149（直通）